

求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために 講ずべき措置について

1 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止について

大分県警察では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第63号)及び関係指針を踏まえ、求職者等の皆様が採用試験、ガイダンス等に安心して参加できるよう、公正な採用活動の実施とセクシュアルハラスメントの防止に努めています。

2 求職活動等に関するルール

求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、大分県警察職員等の採用に係る試験等や大分県警察が実施するガイダンス等においては、以下のルールを遵守します。

- ・ 面接・面談は、原則として複数の職員で実施します。やむを得ず、一対一で実施する場合には、密室を避け、実施場所、時間、担当者等を記録します。
- ・ 私的な連絡先の交換や、個人SNSアカウント等による連絡を求めません。
- ・ 連絡は、申込時に登録された電話番号又は電子メールアドレスその他の公的な手段を使用します。
- ・ 採用活動に関係のない質問、性的指向・性自認、交際状況、結婚・出産予定等に関する質問をしません。
- ・ 職員が、私的に、採用活動に関係のない誘いを行いません。
例：「二人きりで会わないか？」等
- ・ 採用活動に関する連絡、面談内容、対応記録等を適切に管理します。
- ・ 採用活動に関する情報及び相談内容を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ・ 相談・申出を行ったことを理由として、求職者等に不利益な取扱いを行いません。

3 求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談窓口

大分県警察が実施する採用試験やガイダンス等における、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関するご不安やお気づきの点がございましたら、下記の相談窓口へお問い合わせください(匿名でも構いません。)

プライバシーを保護するための措置を講じるほか、相談や申出を理由とした不利益な取扱いはい行いません。

※ 求職者等に対するセクシュアルハラスメント

事業主が雇用する労働者による性的な言動により、求職者等による求職活動などが阻害されるもの

※ 求職者等・・・大分県警察職員等の採用に係る試験等に応募する方や大分県警察が実施するガイダンス、その他の採用に資する活動に参加する方等

※ 求職活動等・・・大分県警察職員等の採用に係る試験等や大分県警察が実施する採用試験、面接、ガイダンス等

大分県警察本部警務部警務課 採用・育成企画室
電話：097-536-2131（内線 2662）
平日 9:00～17:45（土日祝、年末年始除く。）